

○文部科学省告示第百十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年六月一日

文部科学大臣 下村 博文

指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間
アメンヘテプ2世の名を持つ アラバスター容器	平成二十七年六月 一日	平成二十七年六月 一日から平成二十 八年一月三十一日 まで	株式会社NHKプロモーション 代表取締役社長 旭 充 東京都渋谷区神山町五―五 NRビ ル 東京国立博物館 館長 銭谷 眞美 東京都台東区上野公園十三―九 国立国際美術館 館長 山梨 俊夫 大阪府大阪市北区中之島四―二―五 十五	東京国立博物館 東京都台東区上野公園十三―九 平成二十七年七月十一日から同年九月二十 三日まで 国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五 平成二十七年十月十日から同年十二月二十 七日まで
アラバスター容器 (a)	同右	同右	同右	同右
アラバスター容器 (b)	同右	同右	同右	同右
アラバスター容器 (c)	同右	同右	同右	同右
水鳥形化粧容器	同右	同右	同右	同右
水鳥装飾付化粧容器	同右	同右	同右	同右
「死者の花嫁」	同右	同右	同右	同右





王妃ネフェルトイリの名を持つ腕輪（部分）	同右	同右	同右	同右	同右
王妃ネフェルトイリの名を持つベルト留め金（部分）	同右	同右	同右	同右	同右
王妃ネフェルトイリの名を持つ蓮形装身具	同右	同右	同右	同右	同右
王妃ハトシエプスト	同右	同右	同右	同右	同右
クレオパトラ	同右	同右	同右	同右	同右
王女イシス	同右	同右	同右	同右	同右